

所管課		市民生活部人権推進室													
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策								
	第2章 共生共感都市			02 男女共同参画			01 男女共同参画についての理解を深める								
事業：男女共同参画啓発事業													整理番号	0019	
目的	男女共同参画社会の形成に必要な教育・学習機会の提供による男女の意識改革を行う。														
目標	受講者のニーズにあった開催時期の調整、現在社会で問題になっている事項など興味を持ってもらえることを題材に、男女共同参画推進講座を開催し、受講者の増員をめざす。 「災害と男女共同参画施策の関連」を題材に、人事課のみならず、危機管理室とも共同で職員研修を実施し、広く職員に「男女共同参画」を認識してもらう。														
事業費・財源	事業費（決算額）(千円)		689		コスト情報・評価	総コスト（千円）		5,450		総合評価 B 評価理由	妥当性		A		
	財源内訳	一般財源		689		事業費		689			効率性		B		
		国府支出金		0		人件費		4,761			有効性		B		
		地方債		0		公債費		0			講座受講者数が目標に達しなかったため、講座内容などを検討する必要がある。				
		その他特定財源		0		一人あたり(円)		48							
						世帯あたり(円)		116							
	貢献度		施策に対する事業貢献度			B		根拠			受講者のアンケートにより満足度や意識改革がわかり、貢献しているといえる。				
今後の方向性	受講者ニーズにあった開催時期の調整や現代社会で問題になっている事項なども題材に加える。また、より適した広報を実施する。														

事業 優先順位		1	細事業:男女共同参画啓発事業				整理 番号		01		
目 的		河内長野市男女共同参画計画(第3期)に基づき、学習機会の提供・情報提供を行うことによる、固定的な役割分担などの男女の意識改革を行う。									
目 標		・受講者のニーズにあった開催時期の調整、現在社会で問題になっている事項など興味を持ってもらえることを題材に、男女共同参画推進講座を開催し、受講者の増員をめざす。 ・「災害と男女共同参画施策の関連」を題材に、人事課のみならず、危機管理室とも共同で職員研修を実施し、広く職員に「男女共同参画」を認識してもらう。									
事業 実施主体		直営	事業開始 年 度	平成8年度	根拠 法令	男女共同参画社会基本法第9条、第14条、第15条・河内長野市男女共同参画推進条例第4条、第9条第1項					
事業費・財源				平成24年度	比 較	コスト 情報・従事 職員数 参 考			平成24年度	比 較	
	財 源 内 訳	事業費(決算額)(千円)			689			総コスト(千円)			5,450
		一般財源			689			事業費			689
		国府支出金			0			人件費			4,761
		地方債			0			公債費			0
		その他特定財源			0			一人あたり(円)			48
					0			世帯あたり(円)			116
					0			職員数(人)			0.60
					0			再任用職員数(人)			0.00
今後の方向性		受講者ニーズにあった開催時期の調整や現代社会で問題になっている事項なども題材に加える。また、より適した広報を実施する。									
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象者	主に成人に達している河内長野市民約95,000人 市職員						
	A	B	B								

事業：男女共同参画啓発事業

本市は、人権尊重に基づき性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同社会の実現をめざしている。男女共同参画について、広く市民及び市職員の理解を深め、また、意識改革のために学習機会の提供及び研修を実施した。また、国、大阪府、他市町村などで実施する男女共同参画に関する事業、イベントなどの情報を収集し提供した。

細事業：男女共同参画啓発事業

1. 男女共同参画推進講座・研修事業

(1) 男女共同参画推進講座

10講座 参加者数 延べ315人 (内訳：女性 219人 男性： 96人)

本市における男女共同参画を推進するために策定した「河内長野市男女共同参画計画(第3期)※」に基づき、男女が社会のあらゆる分野で活躍し、自立と平等をめざすために、「自分再発見セミナー(4回シリーズ)」、「就職セミナー(2回シリーズ)」など意識改革・啓発のための講座を実施した。

※ 河内長野市男女共同参画計画(第3期)

…すべての個人が、責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するために、
平成20年3月に市が策定した10年間の法定計画

(2) 職員研修の実施

テーマ：「防災・減災・復興と男女共同参画」

講師：特定非営利活動法人 NPO政策研究所 相川 康子

日時：5月25日(金) 14時～16時

対象職員：各課から管理職を含め2人以上(嘱託員を含む。)

参加者：70人(内訳 女性：22人 男性48人)

2. 男女共同参画情報提供事業

(1) 男女共同参画センターにおける男女共同参画関連図書コーナーの設置

(2) 生涯学習情報誌(くろまる情報誌)への記事掲載(年4回)

(3) 内閣府、大阪府、大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)などの男女共同参画に関する事業及びイベントなどの情報収集、ポスター・チラシ・パンフレットなどの提供

(4) 生涯学習情報提供システムによる男女共同参画に関する人材・団体・学習情報の提供

(5) 男女共同参画に関する図書、啓発冊子の展示(於：図書館、年4回)

「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」、「女性の健康週間」及び講演会や講座に合わせ、関連図書の展示及びチラシ設置などのPRを実施